

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、観音寺市柞田土地改良区から平成21年2月2日土地改良事業（基盤整備促進事業（高度利用）広庄地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成21年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀